

砂 商 工 第 16 号
令和 2 年 3 月 3 日

市内事業者 各位

砂川市長 善 岡 雅 文
<公 印 省 略>

新型コロナウイルス感染症対策に伴う配慮について（お願い）

日頃より市政に対し、特段のご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る対応について、2月27日、安倍首相は、多くの子どもや教員が日常的に長時間集まることによる感染リスクに備える観点から、3月2日から春休みに入るまで全国の小中学校、高校や特別支援学校を臨時休業にするよう要請しました。

砂川市においては、既に小中学校を2月27日から3月4日まで、臨時休業とする措置を講じておりますが、今般の首相の表明を受け北海道教育委員会から休業の延長についての要請により、3月5日から3月24日までの春休みに入るまでの期間、臨時休業とすることといたしました。

このことにより、児童・生徒の保護者の皆様が、子どもの監護等により休暇を取得せざるを得なくなることも見込まれます。

つきましては、感染症の拡大防止徹底のため、従業員の皆様への配慮について、下記1のとおり特段のご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、厳しい経営環境におかれている事業者等に対する国の支援の取り組みを下記2のとおり市のホームページに掲載しておりますので、必要に応じてご活用ください。

記

1 ご配慮いただきたいこと

次の場合における、経済的な不利益を生じない休暇取得等従業員が休みやすい環境の整備

- (1) 小・中学校の臨時休業により、子どもの監護が必要な場合
- (2) 幼稚園、高齢者介護施設（短期入所、通所施設等）及び障がい者通所サービス事業所の臨時休業等により、育児や介護のために従業員が休まざるを得なくなった場合
- (3) 従業員に発熱等の風邪の症状がみられる場合

2 国の支援の取組

(1) 感染症等に関する特別相談窓口の設置について（旅行業者等）

観光庁では、新型コロナウイルスに関連した感染症を起因とした経営環境の変化に直面している旅行業者等からの相談や要望にきめ細やかに対応するため、2月17日から地方運輸局内に特別相談窓口を設置しています。

<http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/kankou/news/2020-0221-1019-45.html>

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援等について

売上が減少している事業者に対して別枠で保証を行うセーフティネット4号・5号やセーフティネット貸付の要件緩和、飲食店営業の事業者などを対象にした別枠の衛生環境激変対策特別貸付などによって資金繰りの支援を行っています。

<http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/sangyou/news/2020-0225-1317-45.html>

3 その他

(1) 砂川市ホームページ

砂川市のホームページにおいて、新型コロナウイルスに関する情報について掲載しておりますので、必要に応じて参考にしてください。

http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/kenkou_fukushi/hoken_iryuu/koronawiruskanrenjyouhou.html

(経済部商工労働観光課)